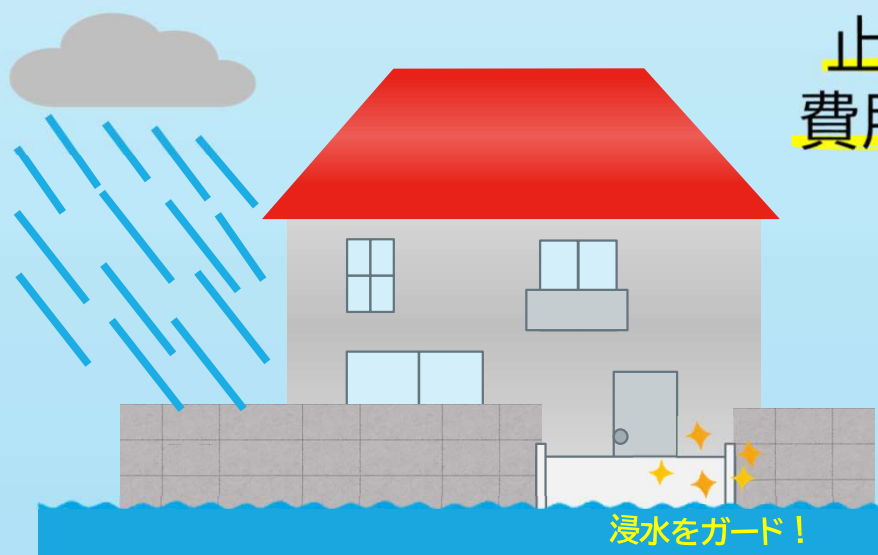


豪雨から建物を守る！

止水板設置費助成のご案内



止水板を設置した際の
費用の一部を助成します

▶ 止水板とは？

建物等への浸水を防止することを目的として、出入口や開口部に設置するパネルを指します。工事を必要とする製品と工事不要の製品があり、世田谷区ではどちらも助成対象です。

▶ 助成対象の方

世田谷区内で止水板の設置・購入を行う住宅・事業所等の所有者又は使用者
※別途条件があります。

▶ 助成内容

①止水板設置等にかかる工事費用

②簡易型止水板の購入費用

※浸水に耐えうる材質で、JIS規格(JIS A 4716)で定められた浸水防止性能に準じた製品をお選びください。

▶ 助成する額

①工事を伴う場合

	助成率	限度額
個人	4/5	100万円
法人	3/5	100万円

②購入のみの場合

	助成率	限度額
個人	4/5	16万円
法人	3/5	16万円

▶ 対象例

①工事を伴う止水板



②簡易型止水板



手続きの流れは
裏面をご覧ください

世田谷区

助成金申請手続きの流れ

※令和7年7月10日から令和8年3月31日までに設置・購入した止水板も対象となります。
一般的な手続きと異なりますので、まずはご連絡ください。

事前相談

止水板の設置(購入)予定について、**ご相談ください**。

申請書提出

事前相談にて調整した内容で、申請書および関係書類を提出してください。

現場確認

止水板を設置する予定の箇所について確認します。

申請内容確認

申請内容について、不備等がないか確認します。

適用決定通知

申請内容に問題なければ、適用決定通知書を交付します。

止水板設置工事 簡易型止水板購入

適用決定通知書の受領後、止水板の設置(購入)を行ってください。また、申請内容に変更等がある場合は、下記までご連絡ください。

完了届提出

止水板の設置(購入)が終わりましたら、完了届および関係書類を提出してください。

現地確認

提出していただいた完了届および関係書類をもとに、現地にて設置(購入)を確認します。

交付決定通知

現地確認において問題なければ、交付決定通知書を交付します。

請求書提出

交付決定通知書の交付後、請求書を提出してください。
交付決定通知書(写)の添付が必須です。

助成金交付

助成金を指定の口座に振り込みます。

同
一
年
度
内

ご不明点・ご相談につきましては、下記までご連絡ください。

 : 世田谷区が行う手続き

世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道整備課

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1(二子玉川分庁舎)

TEL:03-6432-7963 FAX:03-6432-7993

